岩手労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岩手県自動車小売業最低賃金（平成20年岩手労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 12 月 28 日

岩手労働局長　小林　　健

第４号中「１時間726円」を「１時間729円」に改める。

鳥取労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年鳥取労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 12 月 28 日

鳥取労働局長　森田　啓司

第４号中「１時間734円」を「１時間735円」に改める。

最低賃金の廃止決定に関する公示

岩手労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岩手県鉄鋼業最低賃金（平成６年岩手労働基準局最低賃金公示第２号）を平成23年12月27日限り廃止する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 12 月 28 日

岩手労働局長　小林　　健

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十三年十二月二十八日

東北経済産業局長　豊國　浩治

一　件名　のしろエネルギーサービス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十四年一月二十四日　午前十時から

三　場所　能代商工会館三階多目的ホール（秋田県能代市元町十一番七号）

四　事案の要旨

１　一般ガス供給約款の変更（熱量変更費用に係る繰延資産償却終了に伴うガス料金総原価見直しによる料金改定。）

２　詳細は、東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）並びにのしろエネルギーサービス株式会社（秋田県能代市万町十一番二十一号）において閲覧に供する。

五　その他

１　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すること。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すること。）及び職名）及び意見の概要を記載した東北経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「のしろエネルギーサービス株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十四年一月十日までに東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八〇三四　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、東北経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

２　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「のしろエネルギーサービス株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十四年一月十日までに東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）に到達するよう申し込むこと。なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

３　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

４　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

東北経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

のしろエネルギーサービス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

１　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

２　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

３　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

公　告

諸　事　項

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第８項の規定により、適格機関投資家として届出を行った者を次のとおり公告する。

平成 23 年 12 月 28 日

金融庁長官　畑中龍太郎

１　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第10条第１項第23号ロに該当するものとして届出を行った者の名称等

⑴　オズ・ユーレカ・ファンド・エルピーの業務執行組合員等である

名称　オズ・ユーレカ・ファンド・ジーピー・エルピー

住所　アメリカ合衆国　19801、デラウェア州、ウィルミントン、オレンジ・ストリート　1209、コーポレーション・トラスト・センター、ザ・コーポレーション・トラスト・カンパニー気付

⑵　シルバー・ポイント・キャピタル・ファンド・エル・ピーの業務執行組合員等である

名称　シルバー・ポイント・キャピタル・ジェネラル・パートナー・エルエルシー

住所　アメリカ合衆国、19801、デラウェア州、ウィルミントン、オレンジ・ストリート1209、コーポレーション・トラスト・センター、コーポレーション・トラスト・カンパニー内

⑶　ヨーク・キャピタル・マネージメント・エルピーの業務執行組合員等である

名称　ディナン・マネージメント・エルエルシー

住所　米国ニューヨーク州10153、ニューヨーク、フィフス・アベニュー767、17階

⑷　ヨーク・マルチストラテジー・マスター・ファンド・エルピーの業務執行組合員等である

名称　ディナン・マネージメント・エルエルシー

住所　米国ニューヨーク州10153、ニューヨーク、フィフス・アベニュー767、17階

⑸　ヨーク・アジアン・オポチュニティーズ・インベストメント・マスター・ファンド・エルピーの業務執行組合員等である

名称　ヨーク・アジアン・オポチュニティーズ・ドメスティック・ホールディングス・エルエルシー

住所　米国ニューヨーク州10153、ニューヨーク、フィフス・アベニュー767、17階